

平成29年度第2回富田林市都市計画審議会 議事要旨

平成29年11月1日開催

議案（富田林市決定）

・議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について

都市計画法第8条で定める地域地区の一つである生産緑地地区のうち、生産緑地法第10条に基づく買取り申し出があり、平成28年8月から平成29年7までに行為制限が解除されたもの、及び、平成29年5月から6月までに追加指定の申し出があったものについて、以下のとおり議決しました。

(変更前)	(変更後)
面積：約59.10ha	約57.47ha
地区数：270地区	271地区

・議第2号 南部大阪都市計画彼方地区地区計画の決定について

都市計画法第21条の2に基づき提案のあった標記の地区計画について、以下のとおり議決しました。

位置：大字彼方地内
建物用途：物品販売店舗、飲食店
面積：約2.7ha
地区施設：道路、調整池

議案（大阪府決定）

・議第3号 南部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について

大阪府の「都市再開発方針等」における「南部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について」、「意見なし」で答申しました。

報告（富田林市決定）

- ・報告1 南部大阪都市計画伝統的建造物群保存地区の変更について

都市計画法第8条で定める地域地区の一つである伝統的建造物群保存地区の変更について、以下のとおり報告しました。

	(変更前)		(変更後)
位	置：富田林町		富田林町、及び、本町
面	積：約11.2ha		約12.9ha

- ・報告2 富田林市都市計画マスタープランの改定について

都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」である都市計画マスタープランの改定にあたり、改定方針を策定した旨、また、住民意向を把握するための市民アンケートを実施する旨、報告しました。